

試験研究等を目的とした下水汚泥等の利用承認に関する要領

制 定 平成28年3月14日
一部改正 平成31年4月1日
一部改正 令和7年8月1日

(趣旨)

第1 この要領は、流域下水道施設（以下「下水道施設」という。）から生じる汚泥や処理水等（以下「下水汚泥等」という。）を利用した試験研究及び技術開発（以下「試験研究等」という。）を行おうとする学術研究機関や事業者等が行う手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 この要領で承認される下水汚泥等の利用目的は、次のとおりとする。

- (1) 学術研究機関が実施する教育、研究、調査。
- (2) 事業者等が実施する下水汚泥等の処理及び有効利用に関する試験研究等であって、下水道施設の機能及び構造の保護に資するもの。
- (3) その他下水汚泥等の有効利用に関する試験研究等であって、下水道施設を所管する下水道事務所（以下「事務所」という。）が承認したもの。

(利用の依頼)

第3 第2の目的で下水汚泥等を利用しようとする者（以下「利用者」）という。）は、事前に事務所と相談の上、協議書を作成し提出するものとする。その際提出する書類等は、次のとおりとする。

- (1) 下水汚泥等の利用についての協議書（様式1）。
- (2) 試験研究等を実施する事業者等は、必要に応じ、実施場所を所管する都道府県知事に提出した試験研究等計画書の写し等を提出すること。
- (3) 原則として、利用期間は年度末までとする。ただし、同一の計画で試験研究等の期間が複数年にまたがっている場合、2年目以降の協議書では試験研究等計画書の写し等の添付を省略することができる。
- (4) 行政財産の目的外使用を伴うものについては、行政財産使用許可申請書に必要事項を付記することをもって、協議書に代えることができる。

(利用の承認)

第4 事務所は、試験研究等の目的が下水道関係の技術の向上に資するものと判断される場合は、以下の事項を確認し、別紙様式2により承認するものとする。

- (1) 試験研究等を行う場所
- (2) 試験研究等の実施期間
- (3) 下水汚泥等の種類及び数量
- (4) 利用する下水汚泥等の運搬方法（下水道施設外で利用する場合）
- (5) 利用する下水汚泥等の利用場所（下水道施設内で利用する場合）
- (6) 使用後の下水汚泥等の処理方法
- (7) 生活環境保全上の支障の有無
- (8) 廃棄物処理法等関係法令に対する対応状況

2 第2第1項(2)及び(3)の目的で下水汚泥等を利用しようとする場合及び事務所において判断が困難な場合は、宮城県企業局水道経営課（以下「水道経営課」という。）と別紙様式3

により協議の上、承認するものとする。

3 承認に当たっては、次の事項のうち必要な条件を付すことができるものとする。

- (1) 下水道施設内では、安全管理及び施設管理の必要から事務所が行う指示に従うこと。
- (2) 試験研究等の結果を外部へ発表する場合は、事前に事務所と協議しなければならない。
- (3) 下水道施設内で試験研究等を行う場合は、場内に顧客を招いての営業活動やPR活動は、原則として禁止する。
- (4) 事務所は、下水汚泥等の利用方法について確認が必要と認めた場合は、試験研究等を行う施設等への立入調査を行うことができる。
- (5) 利用について変更を行う必要が生じた場合は、速やかに変更協議を行うこと。
- (6) その他必要な事項

4 事務所は、利用者が下水汚泥等を適切に処理していないことを確認した場合、利用の承認を取り消すことができるものとする。また、関係機関と連携して適切な対応を執るものとする。

5 第4第1項(5)に関する下水道施設内での使用については、次の条件を満たす場合にのみ承認するものとする。

- (1) 当該試験研究等が、事務所との共同研究の場合
- (2) その他事務所が認めた場合

(利用者の責務)

第5 利用者は、各種関係法令、この要領に定める事項及び次の各号を遵守して試験研究等を行わなければならない。

- (1) 試験研究等を実施する場所を所管する都道府県知事の承諾を得ていること。
- (2) 試験研究等の実施期間は必要最小限とし、原則として90日を超えないこと。
- (3) 試験研究等に利用する下水汚泥等の数量は、当該試験研究等の目的の達成のために必要最小限のものであること。
- (4) 生活環境保全上の支障を生じさせないこと。
- (5) 試験研究等完了後において残存する下水汚泥等は、適切に処理すること。

(関係部署への報告及び依頼)

第6 事務所は、下水汚泥等の利用を承認した場合は、速やかに水道経営課へ別紙様式4により報告するものとする。

2 事務所は、承認された下水汚泥等の利用について、対象とする下水道施設を管理運営する運営権者又は指定管理者宛て、下水汚泥等の提供協力を別紙様式5により依頼するものとする。

(試験研究等の完了報告)

第7 下水汚泥等を利用しての試験研究等が完了した場合は、利用者は次の点を確認の上、速やかに完了報告書を別紙様式6により事務所に提出しなければならない。

- (1) 試験研究等の実施期間中に、生活環境保全上の支障を生じさせるおそれのある行為がなかったこと。
- (2) 試験研究等終了時に、提供された下水汚泥等が適正に処理されたこと。

2 事務所は、完了報告書の内容に疑義が生じた場合には、利用者に追加報告を求めることができるものとする。また、状況に応じて関係機関に通報する等の厳正な措置を執るものとする。

(適用除外)

第8 公的機関及び学術研究機関が試験研究等を行う場合、事務所が認めた場合は、この要領の一部を適用しないことができるものとする。

利 用 者 殿

宮城県〇〇下水道事所長

〇〇浄化センターの下水汚泥等の利用について（通知）

年 月 日付けで協議のありましたこのことについては、下記の条件を付して承認します。

記

1 承認の内容

- (1) 試験研究等の目的
- (2) 実施場所
- (3) 実施期間
- (4) 下水汚泥等の種類及び数量
- (5) 運搬方法又は設置場所

2 承認条件

(必要な条件を付す。)

水道経営課長 殿

〇〇事務所長
(公印省略)

〇〇浄化センターの下水汚泥等の利用について（協議）

年 月 日付で協議のありましたこのことについて、下記の条件を付して承認したいので、試験研究等を目的とした下水汚泥等の利用承認に関する要領第4規定により協議します。

記

1 利用者の所在地及び名称

2 承認の内容

- (1) 試験研究等の目的
- (2) 実施場所
- (3) 実施期間
- (4) 下水汚泥等の種類及び数量
- (5) 運搬方法又は設置場所

3 承認条件

(必要な条件を付す。)

様式 4

第 号
年 月 日

水道経営課長 殿

〇〇事務所長
(公印省略)

〇〇浄化センターの下水汚泥等の利用について (報告)

年 月 日付で協議のありましたこのことについては、下記の条件を付して承認しました。

記

1 利用者の所在地及び名称

2 承認の内容

- (1) 試験研究等の目的
- (2) 実施場所
- (3) 実施期間
- (4) 下水汚泥等の種類及び数量
- (5) 運搬方法又は設置場所

3 承認条件

(必要な条件を付す。)

運営権者又は指定管理者 代表者 殿

〇〇事務所長

〇〇浄化センターの下水汚泥等の利用について（依頼）

このことについては、下記のとおり下水汚泥等の利用について承認しましたので、下水汚泥等の提供等について協力願います。

記

- 1 利用者の所在地及び名称

- 2 承認の内容
 - (1) 試験研究等の目的
 - (2) 実施場所
 - (3) 実施期間
 - (4) 下水汚泥等の種類及び数量
 - (5) 運搬方法又は設置場所

- 3 承認条件
(必要な条件を付す。)

様式6

年 月 日

宮城県〇〇下水道事務所長 殿

利用者
所在地
名 称
代表者名 印

〇〇浄化センターの下水汚泥等の利用による試験研究等の完了について（報告）
年 月 日付け〇〇第〇〇号で承認されましたこのことについては、下記のとおり完了しました。

記

- 1 試験研究等の目的
- 2 実施場所
- 3 実施期間
- 4 下水汚泥等の種類及び数量
- 5 運搬方法又は設置場所
- 6 生活環境保全上の支障の有無
- 7 廃棄物処理法等関係法令の遵守状況
 - (1) 下水汚泥等の運搬中（運搬年月日）
 - (2) 試験研究等の期間中
 - (3) 終了時の下水汚泥等の処理（廃棄終了年月日）
- 8 試験研究等完了後に施設及び設備を撤去する場合は、その予定年月日
- 9 試験研究等の結果の概要